

利用者のために

調査の目的

本調査は、地力増進法（平成 59 年法律第 34 号）第 11 条の規定に基づき政令で指定している土壌改良資材について、生産量及び輸入量を把握し、その安定供給による地力の増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査の沿革

地力増進法が施行以降、毎年実施している。

調査の根拠法令

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

調査の対象

農林水産省で把握している土壌改良資材の製造業者及び輸入業者

抽出方法

バーク堆肥製造業者については、5 年に 1 回（前回は平成 25 年に実施。）全数調査を行い、その中間年（4 年間）については、全数調査の結果を母集団とし、生産量の多い順に全生産量の 90 %をカバーする事業者を対象とした有意抽出とする。また、バーク堆肥以外の資材の製造業者は全数調査とする。

調査事項

土壌改良資材の名称、種類、生産量、農業用払出量

調査の時期

毎年 3 月

調査の方法

農林水産省から報告者に対して、郵送により調査票を配布し、郵送・FAX・メールにより回収する。

用語の解説

○供給量

当該年の1月から12月の間に生産または輸入され、農業用に払い出された数量。農業用とその他用途の払出量の区別が困難な場合があるため、一部、他の用途の供給量も含まれている

○政令で指定している土壌改良資材

地力増進法（平成59年法律第34号）第11条の規定に基づき、地力増進法施行令（昭和59年政令第299号）で指定している土壌改良資材。その概要は以下のとおり。

種類	説明	基準	用途（主な効果）
泥炭	地質時代に堆積した水ごけ、草炭等。	乾物100g当たりの有機物の含有量20g以上	土壌の膨軟化 ^{※1} 土壌の保水性の改善 ^{※1} 土壌の保肥力の改善 ^{※2}
バークたい肥	樹皮を主原料とし、家畜ふん等を加えたい積、腐熟させたもの。	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項の特殊肥料又は肥料取締法施行規則（昭和25年農林省令第64号）第1条の2第1項第6号若しくは第7号の普通肥料に該当するものであること	土壌膨軟化
腐植酸質資材	石炭又は亜炭を硝酸又は硝酸及び硫酸で分解し、カルシウム化合物又はマグネシウム化合物で中和したもの。	乾物100g当たりの有機物の含有量20g以上	土壌の保肥力の改善
木炭	木材、ヤシガラ等を炭化したものの粉。		土壌の透水性の改善
けいそう土焼成粒	けいそう土を造粒して焼成した多孔質粒子。	気乾状態のもの10当たりの質量700g以下	土壌の透水性の改善
ゼオライト	肥料成分等を吸着する凝灰岩の粉末。	乾物100g当たりの陽イオン交換容量50mg当量以上	土壌の保肥力の改善
バーミキュライト	雲母系鉱物を焼成したもの。非常に軽い多孔性構造物。		土壌の透水性の改善
パーライト	真珠岩等を焼成したもの。非常に軽い多孔性構造物。		土壌の保水性の改善
ベントナイト	吸水により体積が増加する特殊粘土。	乾物2gを水中に24時間静置した後の膨潤容積5ml以上	水田の漏水防止

VA菌根菌資材	土壌中の微生物である菌根菌の一つで、カビの仲間。のう状体 (vesicule) 、樹枝状体 (arbuscule) の頭文字をとってVA菌根菌と表現されている。	共生率が5%以上	土壌のりん酸供給能の改善 ^{※3}
ポリエチレンイミン系資材	アクリル酸・メタクリル酸ジメチルアミノエチル共重合物のマグネシウム塩とポリエチレンイミンとの複合体。	質量百分率3%の水溶液の温度25℃における粘度10ポアズ以上	土壌の団粒形成促進
ポリビニルアルコール系資材	ポリ酢酸ビニルの一部をけん化したもの。	平均重合度1,700以上	土壌の団粒形成促進

※1 有機物中の腐植酸の含有率が70パーセント未満のもの

※2 有機物中の腐植酸の含有率が70パーセント以上のもの

※3 植物が吸収することのできる土壌中のりん酸(有効態りん酸)が増加すること

利用上の注意

容量で報告された数値は、重量に換算した数値を記載している。